

# 交通事故などにあつたとき

## 健康保険でも治療が受けられます

交通事故や傷害事件など第三者の行為によって傷害を受けた場合でも、仕事中や通勤途上で事故でない限り、被保険者証等を使って治療を受けることができます。

しかし、交通事故など第三者の行為による傷病の医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。したがって被保険者証を使って治療を受けた場合、健

保組合は、保険給付をした額の範囲内で被害者（被保険者・被扶養者）に代わって加害者に損害賠償を請求することになります。

第三者の行為による傷病で被保険者証を使って治療を受けた場合は、必ず健保組合へ届け出て、「第三者の行為による傷害事故届」を提出しなければなりません。

※平成25年4月から、任意保険会社が関与する自動車事故の場合、「第三者行為による傷病届」や「交通事故証明書」、「事故発生状況報告書」等は、任意保険会社が作成・提出を支援することになりました。

## 交通事故にあつたとき

### 1 相手を確認する

相手の車のナンバー、色、車種、運転者の氏名、住所、勤務先ならびに運転免許証、自賠責保険証、車検証などを確認し、必ずメモをとっておきます。



### 2 警察へ連絡する

すみやかに警察へ届け出て、「交通事故証明書」を受け取ります。



### 示談は慎重に

示談は後遺症のことなども考えて慎重に行うことが大切です。安易に示談をしてしまうと、不当に安い金額で泣き寝入りすることになり、示談の範囲内で保険診療が受けられなくなることがあります。

なお、健康保険で治療を受けたときは、示談の前に必ず健保組合へ連絡してください。



### 手続き

健保組合に連絡してください。届出用紙を送付しますので、「第三者の行為による傷害事故届」に「交通事故証明書」「事故発生状況報告書」などの必要書類を添付して、健保組合へ提出してください。(P.67参照)

※業務上（仕事中）や通勤途上で、交通事故など第三者の行為による事故にあつた場合は、すみやかに会社へ連絡してください。この場合は、健康保険は使えません。